

○小林市企業立地促進条例施行規則

平成21年3月24日

規則第9号

小林市企業立地奨励条例施行規則（平成18年小林市規則第179号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、小林市企業立地促進条例（平成21年小林市条例第7号）。

以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（工場、情報サービス施設、農畜産物等加工施設及び観光・スポーツ・レジャー産業関連施設）

第3条 条例第2条第2号に規定する工場とは、次に掲げるものをいう。

（1） 繊維、金属、石油を原料とする施設

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が認める施設

2 条例第2条第5号に規定する情報サービス施設とは、次に掲げるものをいう。

（1） ソフトウェア業（電子計算機のシステム・プログラム等の作成を行う業務）の用に供する施設

（2） 情報処理・提供サービス業の用に供する施設

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が認める施設

3 条例第2条第6号に規定する農畜産物等加工施設とは、次に掲げるものをいう。

（1） 農産物、畜産物、林産物等の加工施設

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が認める施設

4 条例第2条第7号に規定する観光・スポーツ・レジャー産業関連施設とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ホテル・旅館・ペンション・ロッジ
- (2) 遊園地
- (3) 展望施設
- (4) ゴルフ場（パブリックゴルフ場を含む。）
- (5) テニス場
- (6) スケート場
- (7) キャンプ場
- (8) レジャーランド
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める施設

（助成金）

第4条 条例第3条第1項第2号に規定する助成金の種類、交付対象者、内容及び限度額は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、1指定工場等当たりの助成金（建築費等助成金を除く。）の全てを合計した額は、1年度につき1億円を限度とする。

（指定の申請）

第5条 条例第5条第1項に規定する指定の申請は、工場等の設置に係る工事着手以前に指定申請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、相当の理由があると認めるときは、着手した日以後においても申請を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査の上指定の可否を決定し、指定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（操業開始の届出）

第6条 指定企業は、工場等の操業を開始したときは、条例第5条第3項の規定により、遅滞なく操業開始届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(奨励措置の適用申請)

第7条 条例第3条第1項第1号に規定する固定資産税の課税免除を受けようとする指定企業は、条例第6条第1項の規定により固定資産税課税免除申請書（様式第4号）を毎年1月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する固定資産税課税免除申請があったときは、条例第6条第2項の規定により、その内容を審査の上課税免除の可否を決定し、固定資産税課税免除決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 条例第3条第1項第2号に規定する奨励措置の適用を受けようとする指定企業は、条例第6条第1項の規定により企業立地助成金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、当該指定工場等の操業開始の日（以下「基準日」という。）以後1年を経過した日（賃借料助成金及び通信回線使用料助成金の申請にあっては、基準日以後1年、2年及び3年をそれぞれ経過した日）から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等の完納証明書
- (2) 新規雇用従業員の住所及び氏名一覧表（雇用促進助成金の申請に限る。）
- (3) 新規雇用従業員の雇用保険被保険者証の写し（雇用促進助成金の申請に限る。）
- (4) 指定工場等の用に供するための土地及び家屋の賃貸借契約書の写し（賃借料助成金の申請に限る。）
- (5) 指定工場等の用に供するための土地及び家屋の賃貸料の領収書の写し（賃借料助成金の申請に限る。）
- (6) 指定工場等の用に供するための専用通信回線の使用料の領収書の写し（通信回線使用料助成金の申請に限る。）
- (7) 指定工場等の用に供するために施設の改修等をした工事の見積書及び図面（施設整備助成金の申請に限る。）

- (8) 指定工場等の用に供するために施設の改修等をした工事費の領収書の写し（施設整備助成金の申請に限る。）
- (9) 指定工場等の用に供するために施設の建築等をした工事請負契約書、工事前後の写真及び図面並びに領収証の写し（建築費等助成金の申請に限る。）
- (10) 指定工場等の用に供するための電子決済手段の導入契約書の写し（建築費等助成金の申請に限る。）
- (11) 新規雇用従業員の確保に係る経費を支出したことを証する書類の写し（操業支援助成金の申請に限る。）
- (12) 新規雇用従業員の育成に係る経費を支出したことを証する書類の写し（操業支援助成金の申請に限る。）
- (13) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項に規定する助成金交付申請があったときは、条例第6条第2項の規定により、その内容を審査の上助成金の交付の可否を決定し、企業立地助成金交付決定（却下）通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（地位承継の届出）

第8条 条例第8条第2項に規定する地位承継の届出については、その承継の事実が生じた後、遅滞なく地位承継届（様式第8号）により、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を承認したときは、届出者に対して地位承継承認書（様式第9号）により通知するものとする。

（申請事項の変更）

第9条 条例第9条に規定する変更の申請をする指定企業は、あらかじめ申請事項変更承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請を承認したときは、申請者に対して変更承認通知書（様式第11号）を通知するものとする。

(財産処分)

第10条 条例第10条第2項に規定する財産処分の承認は、財産処分承認申請書

(様式第12号)により行うものとする。

(工場等の廃止等の届出)

第11条 指定企業は、条例第11条に該当するときは、遅滞なく事業廃止（休止）

届（様式第13号）により、市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定企業が条例第12条第1項各号に該当すると認めるときは、

指定取消等通知書（様式第14号）により通知するものとする。

(事業報告書等の提出)

第13条 指定企業は、奨励措置を受けている期間において、毎事業年度終了の

日から60日以内に事業報告書（様式第15号）を市長に提出しなければならな

い。

(審議会の委員)

第14条 条例第14条に規定する小林市企業立地奨励審議会（以下「審議会」と

いう。）は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市の職員

(審議会の会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第16条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、調査、審査のため必要があると認めるときは、関係者の説明を聴取し、又は関係者に資料を求めることができる。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(野尻町の編入に伴う経過措置)

2 野尻町の編入の日の前日までに、編入前の野尻町企業立地促進条例施行規則（平成8年野尻町規則第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月19日規則第64号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年3月28日規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前的小林市企業立地促進条例施行規則による様式により使用される書類は、改正後的小林市企業立地促進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の様式によるものとみなす。

3 改正後の規則は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指定を受けた工場等に適用し、施行日前に指定を受けた工場等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月1日規則第24号）
(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小林市企業立地促進条例施行規則による様式により使用される書類は、改正後の小林市企業立地促進条例施行規則の様式によるものとみなす。

附 則（平成25年4月1日規則第22号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日規則第41号）

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の小林市企業立地促進条例施行規則による様式により使用される書類は、改正後の小林市企業立地促進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の様式によるものとみなす。
 - 3 改正後の規則は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指定を受けた工場等に適用し、施行日前に指定を受けた工場等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年8月26日規則第44号）
(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小林市企業立地促進条例施行規則による様式により使用される書類は、改正後の小林市企業立地促進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の様式によるものとみなす。

3 改正後の規則は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指定を受けた工場等に適用し、施行日前に指定を受けた工場等については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月28日規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則による改正後的小林市企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指定を受けた工場等について適用し、施行日前に指定を受けた工場等については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前的小林市企業立地促進条例施行規則による様式により使用される書類は、改正後的小林市企業立地促進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の様式によるものとみなす。

3 改正後の規則は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指定を受けた工場等に適用し、施行日前に指定を受けた工場等については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

助成金の種類	助成金の交付対象者	助成金の内容	限度額
雇用促進助成金	新規雇用従業員を常時雇用する指定企業	新規雇用従業員の数に20万円を乗じて得た額を1年度に限り交付する。ただし、新規雇用従業員のうち短時間従業員（1週間の労働時間が当該工場等の一般従業員の所定労働時間より短い契約内容によって雇用される者をいう。以下同じ。）に係る雇用促進助成金は、当該短時間従業員の数に10万円を乗じて得た額とする。	なし
設備投資助成金	指定工場等の用に供するための固定資産（基準日前3年以内に取得したものに限る。以下この項において同じ。）を取得した指定企業	基準日の属する年度の翌年度に課すこととなる当該固定資産の固定資産税相当額に2を乗じて得た額を1年度に限り交付する。ただし、その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	1 指定工場等当たりの設備投資助成金は、3,000万円を限度とする。ただし、1指定工場等当たりの設備投資助成金及び賃借料
賃借料助成金	指定工場等の用に供するため、土地又は家屋（以下「物件」という。）を賃借	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を3年度に限り交付する。	助成金を合計した額は、3,000万円を限度とす

	<p>している指定企業で、当該物件が次の各号のいずれにも該当するものに限る。</p> <p>(1) 賃貸借契約を締結しているもの</p> <p>(2) 市が実施する他の賃借料助成制度を利用していないもの</p> <p>(3) 市有物件でないもの</p>	<p>(1) 市以外の賃借料助成制度を利用していない場合 当該土地及び家屋の1月当たりの賃借料（敷金、権利金、保証金その他これらに類する経費を除き、30万円を限度とする。）の12月分</p> <p>(2) 市以外の賃借料助成制度を利用している場合 前号に定める額又は当該土地及び家屋の1月当たりの賃借料（敷金、権利金、保証金その他これらに類する経費を除く。）の12月分から市以外の賃借料助成額を控除した額のいずれか少ない額</p>	
通信回線使用料助成金	<p>指定工場等（情報サービス施設に限る。）の用に供するための専用通信回線を使用する指定企業</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を3年度に限り交付する。</p> <p>(1) 市以外の通信回線使用料助成制度を利用していない場合</p>	<p>1年度につき500万円を限度とする。</p>

		<p>当該専用通信回線の年間の使用料に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(2) 市以外の通信回線使用料助成制度を利用している場合</p> <p>前号に定める額又は当該専用通信回線の年間の使用料から市以外の通信回線使用料助成額を控除した額のいずれか少ない額</p>	
施設整備助成金	<p>指定工場等（情報サービス施設に限る。）の用に供するための施設の改修等をした指定企業で、次の各号のいずれにも該当するものに限る。</p> <p>(1) 賃貸借契約を締結しているもの</p> <p>(2) 市が実施する他の改修等助成制度を利用していないもの</p> <p>(3) 基準日前1年内に整備されたものであること。</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を1年度に限り交付する。</p> <p>(1) 市以外の改修等助成制度を利用してない場合 当該改修等に要した費用に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(2) 市以外の改修等助成制度を利用している場合 前号に定める額又は当該改修等に要した費用から</p>	1,000万円を限度とする。

	(4) 建物、駐車場及び設備が、従業員の労働環境に配慮されているもの	市以外の改修等助成額を控除した額のいずれか少ない額	
建築費等助成金	<p>指定工場等（観光・スポーツ・レジャー産業関連施設に限る。）の用に供するための施設の建築又は改修等（基準日前3年以内に取得したものに限る。）をした指定企業で、次の各号のいずれにも該当するものに限る。</p> <p>（1） 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を実施するための施設で、以下の要件を全て満たすものであること。</p> <p>ア レストラン、宴会場、温泉など観光客向けの附帯設備を含む滞在型の宿泊施設であること。</p> <p>イ 客室が10室以上</p>	<p>当該建築等に要した費用に100分の10を乗じて得た額を1年度に限り交付する。</p>	1億円を限度とする。

	<p>であること。</p> <p>ウ キャッシュレス 決済が対応可能で あること。</p> <p>エ Wi-Fi環境が整 備されていること。</p> <p>オ インターネット を通じた予約受付 が可能であること。</p> <p>(2) 工事請負契約を 締結しているもの</p> <p>(3) 基準日前1年以 内に整備されたもの であること。</p> <p>(4) 建物、駐車場及 び設備が、従業員の労 働環境に配慮されて いるもの</p>		
操業支援 助成金	指定工場等の操業開始に 伴い、新規雇用従業員を確 保又は育成した指定企業	次の各号に掲げる経費（操 業開始月の1年前の月の 初日から操業開始月の1 年後の月の末日までに要 したものに限る。）の額に、 それぞれ100分の80（県の 制度を併用する場合は100 分の50）を乗じて得た額 を、1年度に限り交付す	80万円を限度と する。

る。

- (1) 新規雇用従業員の確保に係る次に掲げる経費(関係者の旅費、交通費等を除く。)
- ア 求人広告費
 - イ 人材紹介経費
 - ウ 企業説明会及び就職面接会に係る経費
 - エ その他新規雇用従業員の確保に係る経費

- (2) 新規雇用従業員の育成に係る次に掲げる経費(関係者の旅費、交通費等を除く。)
- ア 講師謝金
 - イ 研修受講料
 - ウ 研修委託費
 - エ 教材費
 - オ 会場借上料
 - カ 設備機器等使用料
 - キ その他新規雇用従業員の育成に係る経費

様式第1号(第5条関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

小林市長 様

申請者 所在地(住所)

名称(氏名)

代表者氏名

小林市企業立地促進条例第5条第1項の規定により指定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 工場等を設置しようとする企業の概況

事業内容			
本社及び既存工場等の概要	本社	所在地	
		電話	FAX
従業員数			
既存工場 所在地			
従業員数			
資本金及び主要株主氏名			
並びにその持株数			
持株数			
売上高(円)			

(注)売上高は、直近の決算により記載する。

2 指定を受けようとする工場等の概要

(1) 事業計画

名称		
所在地		
設置の区分	新設 ・ 増設 ・ 移設	
設置の理由		
事業内容		
出荷する主要製品	製品名	出荷数量
予定売上高		円

(2) 建設計画

敷地面積	既存面積	新設、増設又は移設面積	計
	m ²	m ²	m ²
床面積	階 m ² 階 m ²	階 m ² 階 m ²	階 m ² 階 m ²
工事着手予定年月日	年 月 日		
工事完了予定年月日	年 月 日		
操業開始予定年月日	年 月 日		
使用電力量	kwh／日		
水源別水使用量	上水道 t／日、地下水 t／日 その他 t／日 ※地下水の場合、揚水機の吐出口面積及び定格出力を記入 吐出口断面積 cm ² 定格出力 kW		

(3) 投資計画及び資金調達計画

資産区分	取得区分	面積	取得(予定)日	取得(予定)価格
		m ²	年 月 日	円
土地	建設・売買・賃借	m ²	年 月 日	円
建物	建設・売買・賃借	m ²	年 月 日	円
償却資産		—		円
構築物	建設・売買・リース	—	年 月 日	円
機械・設備	建設・売買・リース	—	年 月 日	円
車両等	建設・売買・リース	—	年 月 日	円
器具備品	建設・売買・リース	—	年 月 日	円
合 計	—	—	—	円
自己資金	—	—	—	円
借入金	—	—	—	円
その他	—	—	—	円

(注) 工場等の新設、増設又は移設に係る部分の資産を記載すること。

(注) 賃借の場合は、賃借契約締結(予定)年月日、年間賃借料(敷金・権利金・保証金その他これに類する経費は除く。)を記載すること。

(4) 雇用計画

区分	従業員数
現在従業員数(申請時) (A)	男 人 女 人
うち、新設、増設又は移設する工事等の操業開始予定日の1年前から 増加した従業員数 (B)	男 人 (人) 女 人 (人)
申請時から操業開始予定日後1年に増加する従業員数 (C)	男 人 (人) 女 人 (人)
雇用増加 合計 (B) + (C)	男 人 (人) 女 人 (人)

(注) 従業員数欄のカッコ内は新規雇用従業員数を記載すること。

(注) 新規雇用従業員数は、工場等の新設、増設又は移設に伴い新たに雇用した常用雇用従業員(雇用保険被保険者)

(5) 公害防止及び廃棄物処理計画

種類	量 (kg／月)	処理方法

(6) 将来計画

設備投資計画	期(~)						円
	期(~)						円
	期(~)						円
雇用計画	期(~)	男	人、女	人	計	人	
	期(~)	男	人、女	人	計	人	
	期(~)	男	人、女	人	計	人	
生産額	期(~)						円
	期(~)						円
	期(~)						円

添付書類

- 1 工場等を設置しようとする企業の沿革と現況
- 2 法人登記事項証明書及び定款(個人の場合は、市町村長の発行する身分を証する書面)
- 3 最近2期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- 4 工場等用地位置図、敷地内配置図及び建物の各階平面図
- 5 市税の納税義務者にあっては、市税の完納を証する書類
- 6 廃棄物処理施設設計図及び処理フローチャート
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

指 定 (却 下) 通 知 書

様

小林市長

印

年 月 日付で指定申請のありました件について、次のとおり指定(却下)しましたので、小林市企業立地促進条例第5条第2項の規定により通知します。

記

(指定工場等)

名 称

所 在 地

立地の区分

(却下の理由)

- 指定の条件
- 1 嘉励措置の適用を受けようとするときは、それぞれの措置に応じて申請書を提出すること。
 - 2 指定申請の内容を変更するときは、「申請事項変更承認申請書」、操業を開始したときは、「操業開始届」をそれぞれ提出すること。
 - 3 指定工場等が相続、合併、譲渡その他の事由により、当該工場等の所有者に変更が生じたときは、その事業を承継した者に「地位承継届」を提出させること。
 - 4 指定工場等を休止又は廃止したときは「事業廃止(休止)届」を提出すること。
 - 5 小林市企業立地促進条例及び小林市企業立地促進条例施行規則を遵守すること。

様式第3号(第6条関係)

操業開始届

年月日

小林市長 様

指定企業 所在地(住所)

名称(氏名)

代表者氏名

指定工場等の操業を開始したので、小林市企業立地促進条例第5条第3項の規定により、
次のとおり届けます。

記

1 工場等の名称

2 工場等の所在地

3 工事着手年月日 年月日

4 工事請負者 名称
所在地

5 工事完成年月日 年月日

6 操業開始年月日 年月日

7 常時雇用される従業員数(操業開始時)

男 人(うち雇用増加 人(そのうち新規雇用従業員 人))

女 人(うち雇用増加 人(そのうち新規雇用従業員 人))

計 人

注)従業員は、雇用保険被保険者に限る。

添付書類

1 検査済証の写し又は工事完了届の写し

2 新規雇用従業員の住所、氏名一覧表

様式第4号(第7条関係)

固定資産税課税免除申請書

年　月　日

小林市長　　様

指定企業　所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名

小林市企業立地促進条例第3条第1号に規定する固定資産税の課税免除の適用を受けたい
ので、同条例第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 指定年月日　　年　月　日 第　　号
- 4 新設、増設又は移設の区分　ア 新設　イ 増設　ウ 移設
- 5 工事着手年月日　　年　月　日
- 6 工事完成年月日　　年　月　日
- 7 操業開始年月日　　年　月　日
- 8 事業内容

9 課税免除を受けようとする固定資産の明細

(1) 土地

所在地	地目	地積(m ²)	取得年月日	取得方法	取得価格(円)

(2) 家屋

所在地	種類	構造	取得年月日	床面積(m ²)	取得価格(円)

(3) 債却資産

資産の名称等	種類	構造	取得年月日	耐用年数	取得価格(円)

(注)固定資産別内訳の内容が多岐にわたる場合は、別紙に記載すること。

10 常時雇用された従業員数(申請時)

男 人(そのうち新規雇用従業員 人)

女 人(そのうち新規雇用従業員 人)

計 人

(注1) 新規雇用従業員とは、当該工場等の操業開始日の前後それぞれ1年以内に新たに雇用された者で、かつ、継続して雇用されているものをいう。

(注2) 従業員は、雇用保険被保険者に限る。

(注3) 次のいずれかに該当するものは、常時雇用者に該当しない。

① 市内の既設の工場等から配置換えされる者

② 代表権を有する者及び監査役

11 産業廃棄物(汚水、粉塵、ガス等)の処理

種類	量 (kg／月)	処理方法

添付書類

- 1 事業所全体の平面見取図
〔取得価格の判定の基礎となる工業生産設備、課税免除等の対象となる資産〕等を明示するものであること。
- 2 家屋の立面図及び断面図
- 3 廃棄物処理施設設計図及び処理フローチャート
- 4 増加した従業員の住所、氏名一覧表
- 5 雇用保険被保険者であることを確認できる書類
- 6 市税の納税義務者にあっては、市税の完納を証する書類
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第7条関係)

固定資産税課税免除決定(却下)通知書

年　　月　　日

様

小林市長



年　月　日付けで課税免除申請のありました件について、下記のとおり課税免除の措置を決定(却下)いたしましたので、小林市企業立地促進条例第6条第2項の規定により通知します。

記

1 課税免除の指定期間　自　　年度
　　　　　　　　　至　　年度　3年間

2 課税免除決定の内容

課税免除申請書に記載のある取得した土地・家屋・償却資産等の課税免除

(却下の理由)

様式第6号（第7条関係）

企業立地助成金交付申請書

年　月　日

小林市長　　様

指定企業　所在地（住所）
名称（氏名）
代表者氏名

小林市企業立地促進条例第3条に規定する企業立地助成金の交付を受けたい
ので、同条例第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額　　円

2 交付申請の内容

(1) 雇用促進助成金　　円

一般従業員　　人×200,000円

短時間従業員　　人×100,000円

※短時間従業員とは、1週間の労働時間が当該工場等の一般従業員の
所定労働時間より短い契約内容によって雇用される者をいう。

(2) 設備投資助成金　　円　　(限度額3,000万円)

固定資産税相当額　　円×2…①

※①から1万円未満の端数を切り捨てた額

※設置（新設、増設又は移設）した指定工場等の投下固定資産に係る
ものに限る。

(3) 貸借料助成金　　円　　(限度額360万円)

工場等月間貸借料　　円／月（限度額30万円）×12月…①

工場等年間貸借料　　円－市以外の助成額　　円…②

※①又は②のいずれか少ない額（市以外の助成がない場合は、①の額）

(4) 通信回線使用料助成金　　円　　(限度額500万円／年)

通信回線年間使用料 円×80/100…①
通信回線年間使用料 円－市以外の助成額 円…②
※①又は②のいずれか少ない額（市以外の助成がない場合は、①の額）

(5) 施設整備助成金 円 （限度額 1,000 万円）

施設改修等の工事費 円×50/100…①

施設改修等の工事費 円－市以外の助成額 円…②

※①又は②のいずれか少ない額（市以外の助成がない場合は、①の額）

(6) 建築費等助成金 円 （限度額 1 億円）

施設建築等の工事費 円×10/100

(7) 操業支援助成金 円 （限度額 80 万円）

新規雇用従業員の確保に係る経費 円×80/100…①

新規雇用従業員の育成に係る経費 円×80/100…②

※①及び②の合計額（県の制度を併用する場合は、それぞれ 80/100 を
50/100 として算出）

3 添付書類

(1) 市税等の完納証明書

(2) 新規雇用従業員の住所、氏名一覧表 1 部（雇用促進助成金）

(3) 新規雇用従業員の雇用保険被保険者証の写し 1 部（雇用促進助成金）

(4) 指定工場等の用に供するための土地及び家屋の賃貸借契約書の写し
1 部（賃借料助成金）

(5) 指定工場等の用に供するための土地及び家屋の賃料の領収書の写し
各 1 部（賃借料助成金）

(6) 指定工場等の用に供するための専用通信回線の使用料領収書の写し
各 1 部（通信回線使用料助成金）

(7) 指定工場等の用に供するために施設の改修等をした工事費の見積書、
図面 1 部（施設整備助成金）

(8) 指定工場等の用に供するために施設の改修等をした工事費の領収書の
写し 1 部（施設整備助成金）

(9) 指定工場等の用に供するために施設の建築等をした工事の工事請負契
約書、工事前後の写真及び図面並びに領収証の写し
各 1 部（建築費等助成金）

- (10) 指定工場等の用に供するための電子決済手段の導入契約書の写し
1部（建築費等助成金）
- (11) 新規雇用従業員の確保に係る経費を支出したことを証する書類の写し
1部（操業支援助成金）
- (12) 新規雇用従業員の育成に係る経費を支出したことを証する書類の写し
1部（操業支援助成金）
- (13) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第7条関係)

企業立地助成金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

小林市長

印

年 月 日付けで申請のありました企業立地助成金の交付について、小林市企業立地促進条例第6条第2項の規定により下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1)雇用促進助成金 | 円 |
| (2)設備投資助成金 | 円 |
| (3)賃借料助成金 | 円 |
| (4)通信回線使用料助成金 | 円 |
| (5)施設整備助成金 | 円 |
| (6)建築費等助成金 | 円 |
| (7)操業支援助成金 | 円 |

3 交付決定に付した条件（却下の理由）

様式第8号(第8条関係)

地 位 承 繼 届

年 月 日

小林市長 様

届出人 所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名

指定企業の事業を承継したので、小林市企業立地促進条例第8条第2項の規定により、次のとおり届けます。

記

- 1 承継前の工場等の名称
- 2 承継後の工場等の名称
- 3 承継の年月日
- 4 承継の理由

- 5 承継工場等の事業開始年月日

添付書類

- 1 承継の事実を証する書類 1部
- 2 市長が必要と認める書類 1部

様式第9号(第8条関係)

第 号
年 月 日

地位承継承認書

様

小林市長 印

年 月 日付で届出のありました地位承継について、小林市企業立地促進条例第8条第2項の規定により承認します。

様式第10号(第9条関係)

申請事項変更承認申請書

年　月　日

小林市長　　様

指定企業　所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名

指定申請事項を変更したいので、小林市企業立地促進条例第9条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 指定年月日及び番号　　年　月　日 第　　号
2 変更の内容

- 3 変更の理由

※参考資料を添付のこと。

様式第11号(第9条関係)

第 号
年 月 日

変更承認通知書

様

小林市長 

年 月 日付で申請のありました件について、小林市企業立地促進条例第9条の規定により承認します。

様式第12号(第10条関係)

財産処分承認申請書

年　　月　　日

小林市長　　様

指定企業　所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名

企業立地助成金の交付を受けて取得した財産を処分したいので、小林市企業立地促進条例第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 処分しようとする財産
　　名称
　　仕様
- 4 処分の方法
- 5 処分の時期
- 6 処分の理由

(備考)「処分の方法」には、使用、譲渡、交換又は貸し付けの別を記載すること。

様式第13号(第11条関係)

事 業 廃 止 (休 止) 届

年 月 日

小林市長 様

指定企業 所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名

指定工場等の操業を廃止(休止)したので、小林市企業立地促進条例第11条の規定により、
次のとおり届けます。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 指 定 年 月 日 年 月 日 第 号
- 4 操業開始年月日
- 5 廃止年月日又は休止期間
ア 廃止年月日
イ 休止期間 ~
- 6 廃止(休止)の理由

様式第14号(第12条関係)

第 号
年 月 日

指 定 取 消 等 通 知 書

様

小林市長

印

小林市企業立地促進条例第12条に該当すると認めるため、指定又は奨励措置の適用について、次のとおり取り消したので通知します。

指 定 番 号 年 月 日 第 号

取消年月日 年 月 日

取消しの内容

取消しの理由

様式第15号(第13条関係)

事 業 報 告 書

年 月 日

小林市長 様

指定企業 所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名

年 月 日から 年 月 日までの事業の状況について、小林市企業立地促進条例第13条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 期間内の生産及び売上状況
- 2 収支の状況
- 3 各月末現在の従業員数

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第8条関係）

様式第10号（第9条関係）

様式第11号（第9条関係）

様式第12号（第10条関係）

様式第13号（第11条関係）

様式第14号（第12条関係）

様式第15号（第13条関係）